

補助対象工事（例）

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など | ⑪畳の取替え（表替え含む） |
| ②部屋の新設・間仕切りの変更 | ⑫車庫・物置の設置及び増改築 |
| ③壁紙や床の張替などの内装工事 | ⑬トイレの水洗化工事 |
| ④耐震補強・改修工事 | ⑭浄化槽の設置工事 |
| ⑤窓ガラスの取付・交換（断熱改修など） | ⑮住宅用太陽光発電システムの設置 |
| ⑥室内の建具等の交換 | ⑯給湯設備機器の設置 |
| ⑦外壁、屋根、天井の断熱化工事 | ⑰その他、市長が認める工事 |
| ⑧バリアフリー改修 | |
| ⑨風呂、台所、トイレ等の水回り改修 | |
| ⑩バルコニーや雪止めの設置 | |



補助対象外工事（例）

- ①家庭用家電製品等の購入（設置・取付け） → 購入が主であるため対象外
- ②電話やインターネットの配線工事 → リフォーム工事ではないため対象外
- ③造園・門・塀等の外構工事 → 住宅ではないので対象外
- ④作業小屋・業務用具置き場等の工事（農作業小屋等） → 住宅ではないので対象外
- ⑤室内カーテンの取付け（カーテンレールの取付け含む） → 増改築や内装工事等と一緒にであれば可
- ⑥住宅の解体工事 → 増改築・リフォームが伴えば可
- ⑦公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ⑧他の補助制度を利用する場合で重複計上が認められない工事

補助実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

（ただし、予算の都合により途中で締め切る場合がありますのでご了承ください）

注意 工事には市の決定通知書が届いてから取り掛かってください。

※県補助との併用について

県では平成29年度においても、「あきた安全安心住まい推進事業」を立ち上げ、受付を開始しています。これは、市の制度と同様に住宅の増改築・リフォーム等に対し補助するものであり、両方の要件を満たす場合は、重複して補助を受けることができます。

ただし、前年度から様式の変更をしておりますので、十分に確認したうえでの申請をお願いします。

お問い合わせは、秋田地域振興局建築課 TEL 018-860-3491

お問い合わせは、都市建設課 都市計画班 TEL : 018-853-5337 FAX : 018-853-5280

Mail : toshikeikaku@city.katagami.lg.jp